

8 障がい者雇用

虐待が認められた事業所数、障害者数とも過去最多——厚労省まとめ

厚生労働省は8月22日、「使用者による障害者虐待の状況等」について、平成29（2017）年度の取りまとめ結果を公表した。障害者虐待防止法の第28条で「厚生労働大臣は毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表する」と規定されていることに基づくもの。

それによると、障害者虐待の通報・届出のあった事業所数（前年度比12.7%増加の1,483事業所）、通報・届出の対象となった障害者数（同44.6%増加の2,454人）とも、年度単位で結果を公表している平成25（2013）年度以降で最多となった。また、実際の虐待が認められた事業所数、障害者も過去最多で、それぞれ前年度比2.8%増加の597事業所、同34.6%増加の1,308人となった。

こうした結果を受けて、同省では「同法の周知が進んだことや、いじめ・嫌がらせに対する社会的な関心が高まっていること、また昨年、就労継続支援A型事業所で大型倒産が相次いだこと等が関係しているのではないか」等と見ており、「引き続き、地方公共団体との緊密な連携を図りながら、使用者による障害者虐待の防止のために取り組んでいく」としている。

「経済的虐待」が最多

同法（平成24年10月1日施行）では、「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者の虐待防止等に係る具体的なスキーム（使用者に

よる障害者虐待の場合は、通報を受けた都道府県等から労働局へ報告し、「監督権限等の適切な行使」や「措置等の公表」を行う等を定めている。今般の取りまとめでは、平成29年4月1日～平成30年3月31日の間における、（本人以外からの）通報・（本人からの）届出の状況や、都道府県労働局の対応結果等を明らかにした。

それによると、障害者の虐待に係る通報・届出の寄せられた事業所数（1,483事業所）を把握の端緒別に見ると、「労働局等への相談」が初めて1千事業所を上回って7割を超え（70.7%）、次いで「その他労働局等の発見」が15.8%、「都道府県からの報告」が13.4%となった。一方、通報・届出の対象となった障害者数について、障害種別（通報・届出の際に明らかなもののみ計上）を見ると、「精神障害」が昨年度（496人）を大幅に上回る836人（34.2%）で、次いで「知的障害」が33.3%、「身体障害」が24.6%、「発達障害」が4.8%、「その他」が3.1%となった（重複があり得る内訳延べ合計人数で2,447人）。

また、障害者の虐待種別としては、賃金不払いや最低賃金を下回るなどの「経済的虐待（障害者の財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること）」が過去最多の1,711人（59.2%）で、次いで、著しい暴言や拒絶的な対応、不当な性別的言動、その他の心理的外傷を与える「心理的虐待」が25.5%となった。これに、「身体的虐待」（9.9%）や、「その他」（放置等による虐待や性的虐待）（5.4%）が続いた（同2,888人）。

最低賃金法関係の指導等が約2/3

こうしたなか、実際に使用者による障害者虐待が認められた事業所数は597事業所となった。業種別の内訳を見ると、最も多いのは「製造業」で3割を超え（32.2%）、次いで「医療、福祉」が20.6%、「卸売業、小売業」が11.7%等となっている。

一方、虐待が認められた障害者を障害種別に見ると、最も多いのは「知的障害」（37.0%）で、これに「精神障害」が過去最多の34.2%で続き、次いで「身体障害」（20.6%）、「発達障害」（2.7%）、「その他」（5.4%）の順となった（重複があり得る内訳延べ合計人数で1,320人）。また、障害者の虐待種別としては、「経済的虐待」が1千人の大半を超えて1,162人と83.5%にのぼり、これに「心理的虐待」が8.3%、「身体的虐待」が5.7%、「その他」が2.4%で続いた（同1,392人）。

こうした虐待が認められた場合に、都道府県労働局が採った措置については、前年度比30.9%増加の1,338件となった。その内容は、「労働基準関係法令に基づく指導等」が9割（1,204件）を占め、なかでも「最低賃金法関係」が65.8%（881件）となっている。これに「障害者雇用促進法に基づく助言・指導等」（7.3%）や「個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導、あっせん」（1.7%）、「男女雇用機会均等法等関係法令に基づく助言・指導、紛争解決援助等」（0.5%）、「その他」（0.4%）が続いた。

（調査部）